

(仮称) 重点地区における取組のあり方検討部会の設置について

このことについて、次のとおり滋賀県知事から付議されたので、審議願います。

記

滋賀県流域治水の推進に関する条例第 13 条第 1 項の規定に基づき浸水警戒区域の指定を行う地区において、安全な住まい方の促進に向けた検討を行うため、同条例第 36 条 6 項の規定に基づき部会を設置することについて、審議会の意見を求める。

令和 2 年 7 月 27 日

滋賀県流域治推進審議会会長

## 議第2号

### 1. 重点地区での取組の現状

- 「水害に強い地域づくり計画」を策定した上で、浸水警戒区域の指定を実施。
- 「水害に強い地域づくり計画」は、「ながす（河川整備）」「そなえる（避難計画）」「とどめる（浸水警戒区域の指定等）」についてとりまとめたもので、地域の合意形成を経て策定する。
- 浸水警戒区域の候補地には、家屋があるか開発の可能性が高い地区約50地区を、重点地区として位置づけ、浸水警戒区域の指定を含めた取組を順次実施している。（令和元年度末44地区にて取組着手、令和2年度全地区取組着手予定）

### 2. 取組実施後に生じた課題

- 課題①** 自治会を取組の相手方としていることから、特に「そなえる」対策の事業については、自治会スケジュールにあわせた進捗となっている。このため、浸水警戒区域指定までの11段階の取組を行うのに相当な時間がかかっている（おおむね5年）。
- 課題②** モデル地区（村居田、黄瀬）では、地元の意向により自治会総会で区域指定の是非を諮られたことから、他の自治会においても自治会の了承（全会一致）を得ることが地域の合意形成と認識されるところとなっている。

### 3. 取組に時間を要していることに対する問題

- 浸水警戒区域候補地において、県として安全性を確認しないまま新規家屋が建築されている。（H27.9時点新規家屋4軒）
- 浸水警戒区域指定が未指定であるため、増改築等があっても嵩上げ支援制度を適用できなかった事例がある（黄瀬1軒）。

### 4. 条例制定後の社会情勢変化

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等、浸水害による犠牲者が増加している。
- 国土交通省においては、「水防災意識社会」の再構築を進めてきたが、この取組をあらゆる関係者が協働して治水対策を実施する「流域治水」へ転換する。国の「流域治水」では、水害リスクの高い区域での安全な住まい方や水害リスクの低い区域への移転などを進めようとしている。

- 都市再生特別措置法等の改正において、災害危険区域を立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外し、自己業務用施設の開発を原則禁止した。(R2.6)
- 宅地建物取引業法施行規則の改定により、市町の水害ハザードマップが重要事項説明となる予定。(R2.7)



**安全な住まい方を早期に実現するため、これまでの取組のあり方を早急に再検討する。**

## **5. 問題解決のための対応（案）**

滋賀県流域治水の推進に関する条例第36条6項の規定に基づき部会を設置し、安全な住まい方を早期に実現するため、重点地区における取組のあり方についてご意見をいただき、施策等に反映する。

### **【部会の設置が必要な理由】**

安全な住まい方を早期に実現するため、これまでの取組のあり方を早急に再検討する必要がある。

### **【部会の構成】**

重点地区での取組に関連する分野の審議会委員5名程度で組織する。

### **【部会での審議事項】**

重点地区において安全な住まい方を早期に実現するため、課題解決に向けた手法について審議いただく。

### **【今後の予定】**

年内に、部会を2回程度開催し、取組のあり方について取りまとめる。

滋賀県流域治水推進審議会（仮称）重点地区における取組のあり方検討部会  
議事運営要領（案）

（部会の招集）

第1条 部会長は、滋賀県流域治水推進審議会（仮称）重点地区における取組のあり方検討部会（以下「部会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所および議案を委員に通知するものとする。

（議事）

第2条 部会長は、議長として、審議会の議事を整理する。

（所掌事務）

第3条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

重点地区における安全な住まい方を早期に実現するための取組のあり方検討

（会議の公開）

第4条 部会は公開とする。ただし、部会については、部会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

（議決）

第5条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 やむを得ない事由のため、部会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の代理人により表決を委任することができる。

4 前項の場合、第1項の適用については出席したものとみなす。

（雑測）

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は部会長がそれぞれ別に定める。

付 則

この要領は、令和2年7月27日から施行する。